

農地転用許可申請書添付書類一覧

1. 法定添付書類等

区 分	作成書類内容等
法定添付書類 (施行規則第30条、第57条の4)	①申請人が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書 ②位置図(転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面) ③公図写し ④土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る) ⑤計画平面図(用排水系統を図示すること) ⑥資金計画に基づき事業を実施するために必要な資力証明書等 ⑦申請農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合は、その者の同意書 ⑧申請農地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書 ⑨その他参考となるべき図書 ⑩代理申請の場合は、委任状(印鑑証明書不要)及び確認書
許可申請書記載事項 (施行規則第31条、第57条の5)	①申請者の氏名、住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、及び代表者の氏名) ②土地の所在、地番、地目、面積 ③転用の事由の詳細 ④転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 ⑤転用の目的に係る事業の資金計画 ⑥転用することによって生じる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要 ⑦その他参考となるべき事項

2. 許可判断に必要な添付書類(例)

許可判断一般基準(許可出来ない場合)	作成書類内容等(例)
法第4条第1項又は法第5条1項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと。 (施行規則第47条第1号、第57条第1号)	○事業計画概要書 転用事業実施の時期決定の理由を含めて記載 ○事業工程表(他法令との調整含む)
申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。 (施行規則第47条第2号、第57条第2号)	○他法令の許認可、事前審査等の写し等又は他法令の許可等の見込みを判断出来る書類
申請に係る事業の施行に関して法令(条例含む)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。 (施行規則第47条第2号の2、第57条第2号の2)	○協議書写し等
申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。 (施行規則第47条第3号、第57条第3号)	○都市計画法第32条(公共施設の管理者の同意等)協議結果等
申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。 (施行規則第47条第4号、第57条第4号)	○事業計画概要書 転用事業の必要性、規模決定根拠について詳細に記載 転用事業に係る土地の必要面積算定根拠についても法令・指導要綱等に基づき詳細に記載 ○土地利用計画平面図 ○建築物等平面図及び立面図
申請に係る農地を農地以外のものにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 (法第4条第2項第4号、第5条第2項第4号)	○雨水排水系統図(開発区域周辺及び流末まで) ○雑排水排水系統図(開発区域周辺及び流末まで) ○給水計画(開発区域周辺) ○転用前後の農業用排水施設の状況を示す図面 ○日影図 ○その他災害防除措置計画(工事施行中を含む)
申請に係る農地を農地以外のものにより、地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合。 (法第4条第2項第5号、第5条第2項第5号)	○市町の作成する地域計画又は農業振興地域整備計画の確認
仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき (法第4条第2項第6号、第5条第2項第6号)	○復元後の農地の耕作管理計画書
・第1種農地(甲種農地を含む)の場合において、申請地以外の周辺の土地に設置することによりその目的が達成すると認められる場合(不要な場合あり) (施行令第4条第1項第2号、第11条第1項第2号) ・第2種農地の場合にあっては、周辺の他の土地を供することにより事業の目的が達成すると認められる場合 (法第4条第2項第2号、第5条第2号第2号)	○事業計画概要書 位置選定の理由を他候補地との比較結果を含めて詳細に記載(他候補地の位置図等を添付)